コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Azbil Corporation

最終更新日：2015年6月29日
アズビル株式会社
代表取締役社長　曽禰　寛純
問合せ先：総務部 TEL:03-6810-1000
証券コード：6845
http://jp.azbil.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様からの信頼に応えるため、法令定款の遵守のみならず、企業倫理に基づく社会的責任の遂行と社会貢献責任を全うしつつ、効率的で透明性の高い経営によって企業価値の継続的な向上を果たすことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最重要課題と位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	5,214,100	6.94
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	5,112,100	6.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,618,500	6.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,913,700	3.87
資産管理サービス信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ信託銀行口	2,315,625	3.08
日本生命保険相互会社	1,869,632	2.48
全国共済農業協同組合連合会	1,853,700	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,686,800	2.24
azbilグループ社員持株会	1,526,970	2.03
株式会社みずほ銀行	1,404,500	1.86

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ユージン　リー	他の会社の出身者											
田辺　克彦	弁護士											
伊藤　武	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ユージン　リー	○	―――	国際ビジネスに関する深い知識とグローバル企業でのマネジメント経験・見地等を当社の経営に反映させるため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断したため、社外取締役として選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、ユージン　リー氏を独立役員に指定し、届け出ております。
			弁護士としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映させるため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナ

田辺　克彦	○	―――	ンスの一層の強化を図ることができると判断したため、社外取締役に選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、田辺　克彦氏を独立役員に指定し、届け出ております。
伊藤　武	○	―――	国内外の金融機関で要職を歴任し、その知識と経験に加えて、企業経営や当社の属する業界にとらわれない幅広い見地や豊富な経験を当社の経営に反映させるため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断したため、社外取締役として選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、伊藤　武氏を独立役員に指定し、届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

代表取締役2名と社外取締役2名からなる「指名・報酬会議」(事務局:秘書室)では、代表取締役を含む各取締役の個人業績評価、報酬の審議及び役員(取締役、監査役)候補者の推薦・審議を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人、及び内部監査部門は、年度初に監査計画、重点監査事項等のすりあわせを行い、定期的に相互の監査結果を開示し、監査の実効性と効率の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤本　欣哉	公認会計士													

永濱　光弘	他の会社の出身者									△			
守田　繁	他の会社の出身者									△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本　欣哉	○	―――	公認会計士であり財務及び会計に関する専門的見地を有し、経営に関しましても高い見識を有しており客観的立場からの監査ができることから、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断したため、社外監査役として選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、藤本　欣哉氏を独立役員に指定し、届け出ております。
永濱　光弘	○	平成25年3月まで、当社の借入先である、株式会社みずほ銀行の取締役でありましたが、同社からの借入額は約50億円と当社の現金及び現金同等物約520億円の約9.6%であり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先・借入先ではありません。	金融機関で要職を歴任し、金融・証券分野での幅広い知識と海外での豊富な経験に加えて、企業経営や当社の属する業界にとらわれない幅広い見地や豊富な経験を当社の事業全般の監査に反映していただくため、また資本市場からの視点も踏まえた助言・提言により、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断したため、社外監査役に選任しております。 同氏は過去に（平成25年3月まで）、当社の借入先である株式会社みずほ銀行において業務執行にあたっておりましたが、同社は左記のとおり当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、永濱　光弘氏を独立役員に指定し、届け出ております。
守田　繁	○	平成23年3月まで、当社の取引先である、明治安田生命保険相互会社の理事でありましたが、その取引額は当社売上高及び同社の売上高それぞれに対する取引額の割合は、いずれも0.1%にも満たない僅少な額であり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。	生命保険会社や不動産・施設管理会社で要職を歴任し、その知識と経験に加えて、企業経営や当社の属する業界にとらわれない幅広い見地や豊富な経験を当社の事業全般の監査に反映していただくため、また事業運営リスクの低減、管理の観点等からの助言・提言により当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は過去に（平成23年3月まで）、当社の取引先である明治安田生命保険相互会社において業務執行にあたっておりましたが、同社は左記のとおり当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、守田　繁氏を独立役員に指定し、届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、その役割・責任と成果に応じた報酬体系に基づき、期間業績結果を明確に反映したものとしております。また、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、執行役員を兼務する取締役は報酬額の一定部分を役員持株会に対して拠出しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬の内容は、2014年度に在任の取締役11名に対して405百万円（取締役6名に対して支給した役員賞与118百万円を含んでおります）（報酬限度額450百万円）を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環とグループ経営目標達成による持続的な企業価値の向上を図るために、役員の報酬等の決定に関する方針を定めており、役員報酬は、その役割・責任と成果に応じた報酬体系に基づき、期間業績結果を明確に反映したものとしております。
取締役の報酬につきましては、その報酬限度額を株主総会で決定し、個別の取締役報酬額の決定につきましては、報酬決定プロセスの透明性と客観性の確保を目指し、「取締役報酬規程」に基づき、社外からの観点で経営と執行の監督にあたる社外取締役と代表取締役にて構成される「指名・報酬会議」を設置し、代表取締役を含む各取締役の報酬額を審議、決定しております。
また、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、執行役員を兼務する取締役は報酬額の一定部分を役員持株会に対して拠出しております。
なお、監査役の報酬につきましては、その報酬限度額を株主総会で決定し、個々の監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

監査役の監査を効率的に行うため、取締役から独立した監査役室の専任スタッフを3名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 経営の基本方針の決定、法令で定められた事項並びに重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う取締役会と業務執行を担う執行役員制度を設けて、機能分離を行うことにより、迅速な業務執行体制を構築するとともに、業務執行状況の監督機能をより強化しております。取締役会は原則月1回開催し、また執行役員制度におきましては、役付執行役員を中心に構成する経営会議を月2回開催し（監査役の代表も出席）、迅速な意思決定と執行の徹底により事業推進力の強化を図っております。

2. 取締役は9名が選任されており、うち6名は執行役員を兼務しております。3名は社外取締役であり、取締役専任として担当や日常の業務に縛られず、独立した立場で広い視野から会社の経営と執行の監督にあたり、当社の企業価値がより一層向上するよう努めております。

3. 当社は監査役制度を採用しており、監査役は社外監査役3名を含む5名が選任され、うち2名による常勤体制をとっており、取締役会、執行役員の経営判断及び業務執行について主として適法性の観点から厳正な監査を行っています。監査役の業務遂行においては、監査役の職務を補

助する専任者の組織として監査役会直属の監査役室を設置し、監査役の機能強化を図っております。また監査役は会計監査人及び内部監査部門と必要に応じて情報、意見の交換を行うなど連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

4. 当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を有限責任監査法人トーマツに依頼しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は業務執行社員が、当社の会計監査に7年を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
松本 仁、滝沢 勝己
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士4名、その他12名

5. 上記に加え、社長直属部門であるグループ監査部が内部監査部門として、本社機能部門、社内カンパニー及びグループ関連会社の経営諸活動全般にわたり、組織・体制及び業務遂行・事業リスク・コンプライアンス・内部統制システム等の状況について監査を定期的に実行し、監視と業務改善に向けて具体的な助言・提案を行っております。

6. 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環とグループ経営目標達成による持続的な企業価値の向上を図るために、役員の報酬等の決定に関する方針を定めており、役員報酬は、その役割・責任と成果に応じた報酬体系に基づき、期間業績結果を明確に反映したものとしております。
取締役の報酬につきましては、その報酬限度額を株主総会で決定し、個別の取締役報酬額の決定につきましては、報酬決定プロセスの透明性と客観性の確保を目指し、「取締役報酬規程」に基づき、社外からの観点で経営と執行の監督にあたる社外取締役と代表取締役にて構成される「指名・報酬会議」を設置し、代表取締役を含む各取締役の報酬額を審議、決定しております。
また、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、執行役員を兼務する取締役は報酬額の一定部分を役員持株会に対して拠出しております。
なお、監査役の報酬につきましては、その報酬限度額を株主総会で決定し、個々の監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、法令定款の遵守のみならず、企業倫理に基づく社会的責任の遂行と社会貢献責任を全うしつつ、効率的で透明性の高い経営によって企業価値の継続的な向上を果たすことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、経営上の最重要課題と位置付けております。

こうした考え方にもとづき、その中心的役割を担う取締役会においては、9名の取締役のうち社外取締役を3名選任しており、執行に携わらぬ極めて独立性の高い取締役（Non-executive Independent Director）が、社外からの見地で経営と執行を監督し、高い公平性と透明性を確保するとともに、その豊富な社外での経営経験並びに専門性と、社内出身の取締役の当社事業についての深い洞察・先見性とを結び付けて、企業価値の継続的な向上を図る体制をとっております。

また、急速に変化する事業環境に迅速に対応できるよう、重要な意思決定等を行う取締役会と、業務執行を担う執行役員制度とを機能分離して、効率的な経営を行うことのできる体制をとっております。

監査役会においては、5名の監査役のうち3名を社外から選任し、当社業務に精通した社内出身監査役とともに、その独立した立場と当社とは異なる分野での経営経験・見識・専門性を活かして、厳正・的確な監査が行われる体制をとっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	おおむね法定日の7日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月25日に第93期定時株主総会を開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使サイトを導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主向けに英文招集通知を当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに掲載しています。
その他	平成27年より、株主総会招集通知のPDFファイルを当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに招集通知発送前に掲載し、議案情報等の早期提供を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	azbilグループ企業行動基準に規定しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に決算、経営戦略を代表取締役社長、担当役員からアナリスト、メディア記者に説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.azbil.com/jp/ir/ 有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、azbilレポート、Fact Book、株主総会招集通知、決議通知等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：グループ経営管理本部　IR室　担当役員：佐々木 忠恭 取締役執行役員専務	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「人を中心としたオートメーション」の企業理念の下、ステークホルダーに対する基本姿勢をazbilグループ企業行動基準に規定しており、また弊社ホームページ（http://www.azbil.com/jp/csr/soc/index.html）においてazbilグループの社会への取組みについて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の発行するazbilレポート及びホームページ（http://www.azbil.com/jp/csr/）に活動内容を掲載しています。
その他	当社では、グループ行動基準に、人種・国籍・性別・信条・出生・身体障害等による差別や嫌がらせをしない、また差別を放置することを許さないと定め、経営理念に掲げた、人を中心としたオートメーションの実現を通じて世界中の様々な人々へ幸せを提供するために、まず我々自身が社員一人ひとりの個性を尊重し、多様な人材を育て生かしあえる社内風土・文化づくりに努めております。 現時点では取締役に1名外国籍の取締役を選任しております。女性の取締役、監査役は選任しておりませんが、azbilグループは「人を中心としたオートメーション」の企業理念の下、基本的人権の尊重と自由闊達な組織・社会の創出に貢献することを企業行動指針に掲げ、環境の変化にしなやかに対応できる"学習する企業体"であることを目指すとともに、ダイバーシティ推進

	の一つとして女性の登用・活躍を進めています。 具体的には、管理専門職層における女性の比率を2014年度の3.2%（35名）から数年で2倍以上とすることを目標としています。そのため社内研修組織「アズビルアカデミー」にて、キャリア意識改革のための研修や上司と共に受講する女性社員研修などを実施し、また社外での女性活躍ネットワークへの参画等を通して職務職域の拡大を図るなど、女性のキャリア開発を進めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関しましては、内部統制システム構築の基本方針を平成18年5月16日開催の取締役会において決議し、平成19年8月3日並びに平成20年5月23日、平成21年8月6日及び平成27年5月13日開催の取締役会にて一部改定した内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

本方針は、会社法第362条第4項第6号に基づき、具体的に実行されるべきアズビル株式会社（以下、「当社」という。）及び当社の子会社※1（以下、「子会社」という。）の内部統制システムの構築において、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに使用人（以下、「役員及び社員」という。）が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める内部統制システムの整備に必要とされる体制に関する大綱を定めるものです。本方針に基づく内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法かつ透明性の高い企業体制を作ることを目的とします。
※1：本基本方針が対象とする子会社は、別途定める「azbilグループ経営基本規程」が対象とする子会社のうち連結売上高の概ね1％以上の売上高を有する連結子会社とします。

1．当社及び子会社の役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1) 当社及び子会社の役員及び社員は、社会に貢献し信頼される企業グループを目指し、法令及び定款はもとより、「azbilグループ企業行動指針」及び「azbilグループ行動基準」を遵守し、高いレベルの企業倫理を維持し、健全な事業活動を行う。そのために当社及び子会社は、それぞれの会社においてコンプライアンス推進活動の中心を担う役員を定め、会社全体として不断に取組みを進める。
2) 前項に加え、当社及び別途定める子会社は、法令及び定款等の遵守を含むコンプライアンスの推進について個別に自社の活動計画を策定し、その実行結果を自社の取締役会へ報告する。
3) 当社は、グループ全体のコンプライアンスに関わる活動の推進を図るため「azbilグループCSR推進会議」を設置し、グループ全体の活動計画の策定、進捗管理を行うとともに、子会社に対し指導・助言を行う。
4) 当社及び子会社は、業務の適正性を確保するための内部統制の仕組みを構築する。そのために当社及び子会社の役員及び社員は、統制環境を始めとする内部統制の基本要素の整備と運用に努めるとともに、業務の遂行に当たっては、関連する法規、規程、業務処理手順書等を遵守することにより、統制状況の維持・向上を図る。
5) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社のコンプライアンスの推進及び内部統制の仕組み構築に関する状況について、定期的又は必要に応じて監査を実施する。
6) 万一、当社又は子会社に重大な違法・非倫理的行為、あるいは社会に重大な悪影響を及ぼす事態が発生した場合、当社及び子会社の役員及び社員は、所定の報告ルート、又は内部通報制度を利用して報告する。
7) 当社の内部監査部門は、内部通報制度等の仕組みを維持・整備するとともに、適正にこれを運用する。なお、内部通報制度の対象範囲の拡大・変更は、取締役会に報告の上実施するものとする。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1) 当社の役員及び社員は、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理規程」を遵守し、適切に職務執行情報の保存及び管理を行う。
2) 前項の規程の策定及び改廃は、その重要度に応じ、取締役会及び経営会議承認のもと、総務部が所管し、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行う。
3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当該規程等の運用・管理状況について、定期的又は必要に応じて監査を実施する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社は、損失の危険（リスク）を適切に管理して事業の継続と安定的発展を図るため、「azbilグループリスク管理規程」に基づき、グループ全体の経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（azbilグループ重要リスク）を取締役会にて決定する。
2) 当社は、決定されたazbilグループ重要リスクへの対策について、必要に応じ子会社に指示し、対策の推進を図る。
3) 前項に加え、別途定める子会社においては、当該子会社における重要リスクを独自に選定し、その対策の立案と対策の推進を図る。
4) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制の整備に関する実施状況について、定期的又は必要に応じて内部監査を実施する。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 当社及び子会社は、自社の健全性を損なうことなく事業活動を効率的かつ迅速に執行するため、業務執行が効率的に実施できる組織体制及び職務権限規程等の整備を行う。
2) 当社及び子会社の役員及び社員は、経営計画制度の中枢をなす中期事業計画及び年度計画に基づき、計画達成のために活動するとともに、業務執行が当初の計画どおり進捗しているか定期的にレビューを行う。
3) 当社は、「業務分掌規程」等に基づき、グループ全体の業務効率及び業務水準を向上させるために、子会社に対し、必要な支援・指導を行う。
4) 当社及び子会社においては、自社の取締役会の承認を要する事案について、取締役会の審議の充実を図るべく、事前に議題に関する資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

5．子会社の役員及び社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1) 子会社はその職務の執行において当社取締役会等に付議すべき経営管理事項を定めた「azbilグループ経営基本規程」に基づき、当社の承認を得、又は当社への報告を行う。
2) 国内の子会社は前項に加え、直接、又は定期的に開催されるグループ会社社長会等において、自社の事業の状況、重要な経営上の事項について当社に報告する。
3) 海外の子会社は上記1）に加え、直接、又は当社の所管部門を通じて、自社の事業の状況、重要な経営上の事項について当社に報告する。

6．当社の監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及び当該社員の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該社員に対する指示の実効性確保に関する事項
1) 当社は、監査役の職務を補助すべき専任の社員を配置する。
2) 当社は、監査役の職務を補助すべき社員の人事異動及び人事考課については、当該社員の独立性を維持するために監査役の同意を得て決定する。
3) 監査役の職務を補助すべき専任の社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

7．当社及び子会社の役員及び社員並びに子会社の監査役が、当社の監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社及び子会社の役員及び社員は、当社若しくは子会社に著しい損失を招くおそれがある事項、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥、重大な法令違反又は不正行為の発生等を発見した場合、自社のトップマネジメント及び内部統制主管部門が設置されている場合には当該部門に報告する。報告を受けた子会社のトップマネジメント及び内部統制主管部門は、自社の取締役及び監査役が選任されている会社においては当該監査役に加えて、当社のトップマネジメント及び内部統制主管部門に報告する。報告を受けた当社トップマネジメント及び当社内部統制主管部門は、当社の取締役及び、監査役に報告する。
2) なお、当社は、前項の報告体制に加え、グループの内部通報制度を維持・整備するとともに、適正にこれを運用する。
3) 当社の内部通報制度の担当部門は、当社及び子会社の役員及び社員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告する。
4) 前各項にかかわらず、当社の監査役は、いつでも当社及び子会社の役員及び社員並びに子会社の監査役に、必要な報告を求めることができる。
5) 当社及び子会社は、役員及び社員が当社又は子会社の監査役に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、社内規程等の整備を行う。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1) 当社は、監査役がその職務の執行にあたり生ずる費用や独自の意見形成を行うために弁護士等の外部専門家の意見を求めた際の費用については、速やかに当該費用又は債務を処理する。ただし監査役の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除く。
2) 当社は、予め監査役及び監査役を補助すべき専任の社員がその職務を遂行するための予算を確保するとともに、その予算の執行を妨げない。ただし監査役の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除く。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議等に出席するとともに、稟議書その他の主要な業務執行に関する文書を閲覧し、役員及び社員に、その説明を求めることができる。
2) 監査役は定期的に、取締役、内部監査部門、子会社の監査役及び会計監査人との情報交換と協業を実施し、効率的な監査が実施できる体制を確立する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の公共性を自覚し、自己の責任において健全経営に徹し、内外経済・社会への社会的責任を果たすため「azbilグループ企業行動指針」、「同行動基準」を社内規程として定め、その中において、反社会的勢力への対抗姿勢として、断固たる態度で一切の関係を遮断することを基本方針としています。 反社会的勢力に対する対応を統括する部署を総務部に設け、また、グループ会社間の連携を密に対応するとともに、各種対応マニュアルを整備しています。さらに、管轄の警察署や特殊暴力防止対策協議会等外部専門機関との連携体制を整備するとともに、各社総務部門員を中心に各種講習会や研修会に参加し、研鑽に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針
当社は、株主をはじめとした当社を取り巻く関係者の皆様への経営の透明性の確保と、公正な経営の実現に向けて、適時適切な情報開示を行うことを基本方針とし、社内規程並びに会社法、金融商品取引法、その他関連法令及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」）に従い、情報開示しています。

2. 適時開示に係る社内体制
当社では、重要情報は、当社の各部門並びにazbilグループ各社より情報管理部門（総務部及びグループ経営管理本部）に報告され、情報管理部門では金融商品取引法及び適時開示規則等に基づき、開示の要否を判断しております。適時開示が必要な場合には、取締役会での承認後速やかに、東京証券取引所の運営する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」に開示資料を登録し、TDnetでの公開後は当社のホームページ上においても開示資料を掲載しています。

3. 適時開示に係るチェック機能
監査役は、開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するために、取締役が適切な情報作成及び情報開示の体制を構築し、適切に運用しているかを監視、検証しています。また、当社は、弁護士、監査法人等の第三者から、必要に応じ開示内容等に関して助言を受けています。

<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>

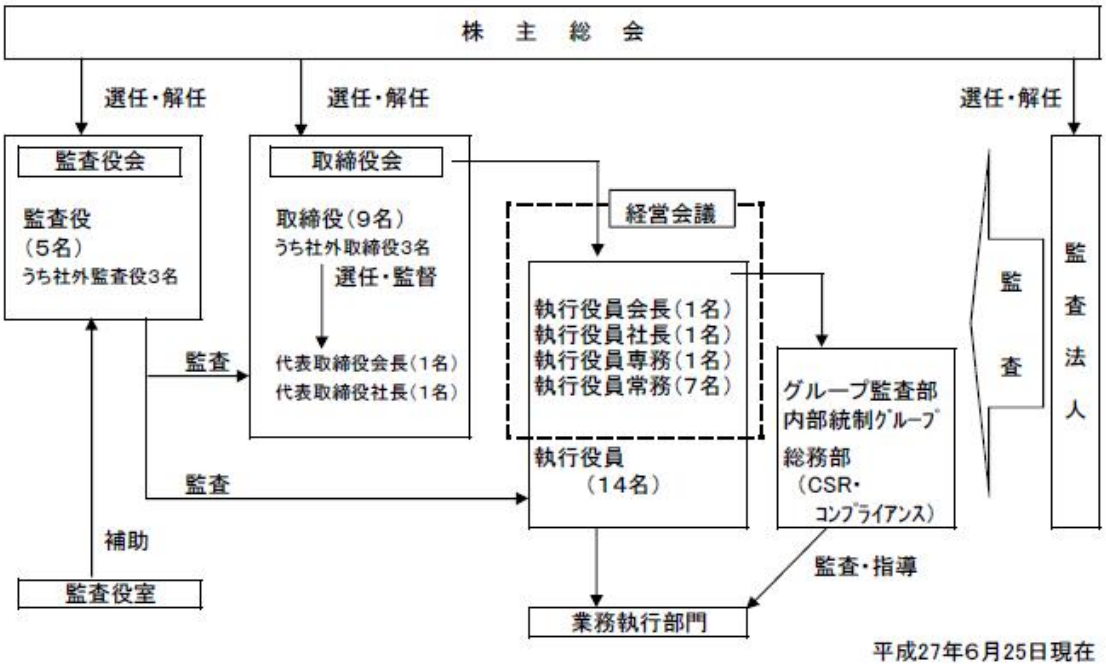

＜適時開示体制 模式図＞

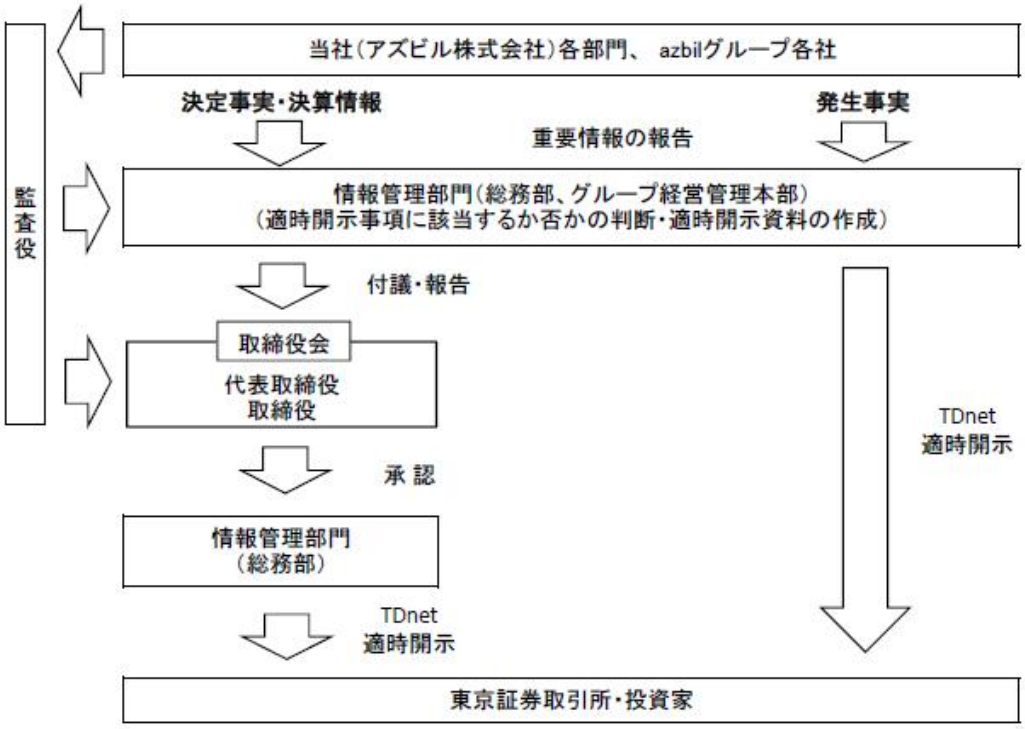
当社（アズビル株式会社）各部門、 azbilグループ各社
決定事実・決算情報
発生事実
重要情報の報告
監査役
情報管理部門（総務部、グループ経営管理本部）
（適時開示事項に該当するか否かの判断・適時開示資料の作成）
付議・報告
取締役会
代表取締役
取締役
TDnet
適時開示
承 認
情報管理部門
（総務部）
TDnet
適時開示
東京証券取引所・投資家